

住所表示変更に伴う行政証明について

平成30年4月1日以降、現在の住所表示から「区」の一文字が削除になります。住所表示の変更に伴い、住所表示の変更証明書を4月2日から発行します。各種手続きなどで証明書が必要となる場合にご利用ください。発行手数料は無料です。

■住所表示の変更について記載します(証明書)

住所表示が変更になったことを証明する書類です。個人名や住所、団体名などは記載されません。

■個人の住所表示の変更について記載します(証明願)

個人名や、変更前と変更後の住所を記載した証明願に対し、文末に相違ない旨を証明する形式となります。

証明願(申請者の押印が必要)の提出が必要です。

| 証明書 | | 証明願 | |
|--|--|---|--|
| 地域自治体の政令期間終了に伴い、平成30年4月1日から、行政区画の表示が下記のとおり変更になりました。 | | 氏名 変更前 若手島津市 区 変更後 若手島津市 | |
| 1 変更前住所が、若手島津市七永地区永良工部町地から地まる生野 | | 行政区画の変更年月日 平成30年4月1日 | |
| 2 上記以外の住所 | | 地域自治体の政令期間終了に伴い、上記のとおり行政区画を変更したこととを証明願へして | |
| 変更前 若手島津市永良工部町地 若手島津市前田工部町地 若手島津市前田工部町地 若手島津市前田工部町地 若手島津市前田工部町地 | 変更後 若手島津市永良工部町地 若手島津市永良工部町地 若手島津市永良工部町地 若手島津市永良工部町地 若手島津市永良工部町地 | 平成 年 月 日 若手島津市長 補 申請人 住所 氏名 | |
| ※ 変更前住所の下部が隣接している場合は、住所の表示の変更はありません。 | | 上記のとおり相違ないことを証明する 平成 年 月 日 若手島津市長 | |

■問い合わせ・申請窓口 本庁市民課市民係(内線132、133、134)、各総合支所市民環境課

祝 百歳おめでとう

市は、2月に満百歳を迎えた3人に記念品を贈り、長寿を祝いました。

柴田イ子さん 前沢区字中久保Ⅱは平泉町に生まれ、18歳で故・菊治さんと結婚。2女をもうけ、現在は孫5人、ひ孫3人に恵まれています。若くして夫を亡くしたイ子さんは、農業に精を出し、女手ひとつで子どもたちを育て上げました。

50歳頃からゲートボールを楽しみ、町の大会にも出場していました。96歳まで、ほぼ毎日畑仕事を行い、自宅から約1キロある畑まで歩いて通っていました。長女のハツエさん(77)は「今まで本当

に苦労してきたと思う。これからも長生きしてほしい」と長寿を祝いました。



施設職員から花束を受け取るハナヨさん

那須川ハナヨさん 前沢区古城字草井川Ⅱは衣川区馬懸に生まれ、19歳で故・義治さんと結婚。3男1女をもうけ、現在は孫8人、ひ孫3人に恵まれています。前沢町役場に勤務していた夫を支え、農業に精を出しました。

手芸を得意とするハナヨさんは、長年、地元の小学校に雑巾を寄付してきました。施設に入所する前までは、自宅の庭の草取りや近所まで散歩もしました。長寿の秘訣は「日に三度のご飯を食べること」と話すハナヨさんに、長

男の浩さん(79)は「これからも元気に過ごしてほしい」と語りました。

高橋ヨシノさん 江刺区男石一丁目Ⅱは同区男石に、高橋亀治さん、カメヨさんの五女として生まれました。埼玉県奉公先から20歳で帰郷。リンゴ箱づくりや亜炭採掘などで懸命に働き、息子の武さん(79)が豆腐店を始めてからは80歳ごろまで豆腐のパック詰めなどに従事。現在は孫2人、ひ孫3人、やしやご2人に恵まれています。

記念品を受けとり「皆さんのおかげです」と感謝を述べたヨシノさん。「曲がったことが嫌いで誠実。素晴らしいおふくろです」と武さんは母を称えました。



お祝いに集まった家族らと記念撮影するヨシノさん(中央)

固定資産税に関する縦覧や閲覧

30年度固定資産税に関する帳簿・台帳の縦覧・閲覧を実施します。

■問い合わせ=本庁税務課土地係、家屋係(内線352、355)

| 項目 | 縦覧 | 閲覧 |
|------------|---|---|
| 期間 | 4月2日(月)～5月1日(火) ※ 土日祝 を除く | 通年 ※ 土日祝 と年末年始(12月29日～1月3日)を除く |
| 時間 | 午前8時半～午後5時15分 | |
| 場所 | 本庁税務課 | 本庁税務課・各総合支所市民環境課 |
| 対象 | 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿 | 固定資産課税台帳(名寄帳) |
| 縦覧・閲覧ができる人 | ①固定資産税の納税者 ②上記①の代理人 ③納税管理人 | ①固定資産税の納税義務者 ②借地人、借家人 ③固定資産を処分する権利がある人 ④上記①～③の代理人 |
| 必要なもの | ○本人確認ができるもの 顔写真付きのものは1点(運転免許証など) 顔写真がないものは2点(健康保険証、年金手帳など) ○代理人はそれを証明する書面(委任状など) ○納税管理人は前年度の納税通知書、課税明細書 | ○本人確認ができるもの 顔写真付きのもの1点または顔写真がないもの2点 ○借地・借家人は賃貸借契約書または賃借料の領収書など ○固定資産を処分する権利がある人は、それを証明する書面 ○代理人はそれを証明する書面 |
| 手数料 | 無料 | 有料 ※4月2日(月)～5月1日(火)は無料 |

マイナポータルで

子育てワンストップサービスによる電子申請受付がはじまります



市はマイナポータルを通じて「子育てワンストップサービス」制度の案内と申請書様式の提供のみを行っていましたが、3月23日からは電子的な申請受付を開始します。

インターネットに接続可能なパソコンなどからマイナポータルにアクセスし、マイナポータルの「びったりサービス」から、子育てワンストップサービスに関する各種サービスが受けられます。

マイナポータルのURL <https://myna.go.jp/>

■子育てワンストップサービスに必要なもの

- ①マイナンバーカード ②ICカードリーダーライター ③インターネットに接続できるパソコンなど

■子育てワンストップサービスの提供サービス(3月23日より実施)

- 児童手当・・・児童手当などの受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当などの額の改定の請求および届出、氏名変更・住所変更などの届出、受給事由消滅の届出、未支払の児童手当などの請求、児童手当などに係る寄付の届出・変更などの届出
 - 保育・・・保育施設などの利用申込・現況届、支給認定の申請
 - 母子保健・・・妊娠の届出
- ※各対象事務に関する手続きの詳細や添付資料については、担当課にお問い合わせください。

■問い合わせ 児童手当：本庁子ども・家庭課家庭福祉係(内線237)
保育：市教育委員会事務局学校教育課幼保支援係(江刺総合支所・内線424)
母子保健：本庁健康増進課母子保健係(内線830)

■マイナンバー制度に関する問い合わせ ☎0120-95-0178(フリーダイヤル)